

府政防第 942 号
消 防 災 第 88 号
令和 2 年 5 月 27 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について

災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 4 月 1 日付け府政防第 779 号他）、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和 2 年 5 月 21 日付け府政防第 939 号他）等を発出したところです。

これらの通知において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の確保、ホテル・旅館等の活用等新型コロナウイルス感染症への対応を検討して頂くよう助言したところですが、今般、これらの対応に当たって必要となる経費に対する国の支援につきまして下記のとおり取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。なお、下記については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を所管する内閣府地方創生推進室に確認済みです。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知して頂きますようお願い致します。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。必要な物資や資材の備蓄が完了していない地方公共団体においては、交付金の活用も検討の上、備蓄を進めること。
2. 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される場合においては、同法第 4 条第 1 項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。同法第 4 条第 1 項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。
3. 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

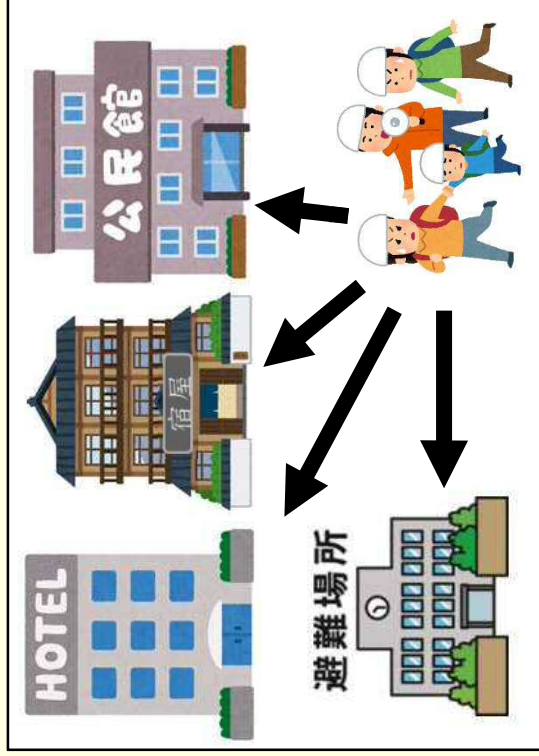
< 本件問合せ先 >

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、横田
TEL 03-3503-9394（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、舘野、鈴木
TEL 03-5253-7525（直通）

避難所としてのホテル・旅館、研修所 その他の施設等活用支援事業

災害時、従来の避難所だけでは密集を避けられないため、ホテル・旅館等や研修所等を利用して避難生活（宿泊、食事等の費用）ができるように必要な経費に充当。



緊急時
対応段階

継続・回復
段階

□個人 ■事業・団体 ■施設・地域
公共施設、社会生活に必要な施設

【目的】 宿泊施設等を活用し、安心できる居場所を提供したい

【主な関連】 内閣府（防災担当）避難生活担当

避難所における感染防止対策用 物資・資材の備蓄支援事業

災害時の避難所における感染リスク低減を図るため、パーティション、段ボールベッド、マスク、体温計（非接触）、アルコール消毒液等の感染防止のために備蓄する物資・資材の購入等に必要な経費に充当。



緊急時
対応段階

継続・回復
段階

□個人 □事業・団体 ■施設・地域
公共施設、社会生活に必要な物資

【目的】 公共空間での感染機会を削減したい

【主な関連】 総務省消防庁国民保護・防災部防災課